

国際園芸博覧会 無線利用調整業務委託
業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「国際園芸博覧会 無線利用調整業務委託」に係る業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の委託契約約款及び契約規程を遵守すること。

(3) 件名

国際園芸博覧会 無線利用調整業務委託

(4) 履行期限

2027年12月24日（金）

参考：博覧会の会期は2027年3月19日（金）～2027年9月26日（日）

(5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

2 業務の前提

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、国際園芸家協会（AIPH）から正式承認された。2027年3月開催に向け、協会では、2023年1月10日に「2027年国際園芸博覧会基本計画」を策定し、公表しており、その具体化に向け本博覧会のICT活用環境の整備を進めている。

本業務では、受託者は本博覧会の無線利用に関し、本博覧会開催中に会場内（博覧会会場及び隣接する駐車場を指す。以下同じ。なお、図面の提供については提案書作成要領のとおりとする。）の電波環境を確保するため、周波数利用計画策定、周波数調整、無線局免許等の申請支援、無線機器の管理・運用、各種ガイドライン作成支援、会期中の対応等を行う。

○参考：公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会公式ウェブサイト

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○参考：GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）の開催（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/top.html>

○参考：旧上瀬谷通信施設地区（横浜市 HP）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/>

○参考：国際園芸博覧会（農林水産省・国土交通省共管）

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html

（2）本業務の対象と想定される無線機器等

【無線機器の例】

ア トランシーバー（業務用無線、簡易無線、MCA 無線、IP 無線、特定小電力無線等）

イ ラジオマイク（A 型、B 型等）

ウ Wi-Fi（2.4GHz 帯、5GHz 帯等）

エ トークバック

オ ドローン

カ RFID

キ ワイヤレスガイド

【利用者の例】

ア 協会（全体管理、行催事、展示施設運営、警備、輸送、誘導等）

イ 公式参加者（外国政府等）

ウ 出展者等（Village 出展、花・緑出展、営業出店等）

エ プレス・放送事業者等（外国メディア含む）

（3）留意事項

受託者は、本業務の実施に当たり次の事項を遵守する。

ア 事前に協会と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを確認すること。

イ 関係する他業務との連携を図ること。

ウ 市場に存在する各種製品や類似サービス等を参照し、可能な限りそれらの組み合わせにより費用対効果の高い内容とすること。特定の企業の製品・サービスに偏ることなく、幅広く情報を収集し比較検討すること。

エ 受託業務の遂行上、協会の意思決定が必要となる場合は、判断材料を収集し、メリット・デメリット、収入・コスト等を整理し検討した資料を作成すること。

オ 本業務遂行に必要な完了済みの各種委託業務の成果品や、本業務開始前までの協

会内検討資料は、本委託契約締結後に貸与する。

3 業務内容

本業務で実施する業務は以下の（１）～（６）とする。

（１）周波数利用計画策定

ア 無線機器の需要調査

本博覧会における無線機器の需要調査（無線機器の種類・台数・用途・使用場所・使用時間帯・免許申請要否等）を実施すること。なお、調査にあたっては、2024年9月に協会が実施した簡易的な需要調査結果（8付録資料参照）も踏まえ、協会と連携して調査すること。

イ 現地調査

会場内の電波状況等の調査を実施すること。調査する周波数や時期については協会と調整すること。

ウ 周波数利用計画策定

無線機器の需要調査及び現地調査を基に、利用予定の無線種別ごとに、会場内において良好な通信環境を確保するための「周波数利用計画」を策定すること。計画の策定にあたっては、無線種別ごとに利用シーンを想定したエリアシミュレーションを実施する等、計画の根拠を示すこと。

エ 周波数配置図の作成

周波数利用計画とあわせ、無線種別、利用者、利用目的ごとに周波数を整理し会場内に配置した周波数配置図を作成すること。また、事業の進捗にあわせ配置図を随時更新すること。

（２）周波数調整

ア 無線機器の周波数調整

協会が実施する、会場内で使用する無線機器の周波数及び電力、使用場所等の調整について、調整案の作成に必要な助言・支援等（資料作成等含む）を協会に対して行うこと。

特にラジオマイクその他必要と考えられる機器については、日時・場所ごとに使用できる周波数のタイムテーブル案を作成すること。

イ 国やその他機関との調整

必要に応じて、総務省や特定ラジオマイク運用調整機構及びTVホワイトスペース等利用システム運用調整協議会等の周波数運用調整団体との調整を実施すること。

ウ 電波監視に関する助言・支援等

既存の周波数では混信・干渉が生じる可能性が高く、重要な無線を保護する必要がある場合、協会と総務省等との調整に関し、必要な助言・支援等を行うこと。

(3) 無線局免許等の申請支援

協会が免許人となる無線機器等に関し、免許申請に必要な情報を収集するとともに、円滑に免許申請ができるよう必要な助言・支援等（資料作成等含む）を協会に対して行うこと。

なお、協会が免許人とならない無線機器に関しても、協会と連携し申請スケジュールの把握に努めること。

(4) 無線機器の管理・運用

ア 無線機器の管理・運用方法の計画策定

利用者からの無線機器の持ち込みに係る申請、申請後の承認、承認後の無線機器管理（承認済みであることの印付け等）、申請・承認を経ていない無線機器の持ち込み防止策等、本博覧会で利用する無線機器の管理・運用方法を検討し、その計画を策定すること。なお公式参加者や外国メディア等国外からの申請等がある点を十分に考慮し、電波法第4条（無線局の免許）及び第4条の2（免許の特例）等国内法令に基づく管理・運用を行うこと。

イ 管理・運用に係る資料作成

管理・運用に必要な各種資料等（無線機器の申請書、申請者向け案内書類等）を作成すること。日本語・英語の2言語で作成するものとする。特に公式参加者や外国メディア等に対しては、国内法令に基づく無線機器の持ち込みの基本的な案内も含め周知の支援を行うこと。

【参考】総務省 電波利用ホームページ

海外から持ち込まれる携帯電話端末・BWA 端末、Wi-Fi 端末等の利用

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/inbound/>

ウ 無線機器の管理・運用の実施

アで策定した無線機器の管理・運用計画に従い、対応の実施及び協会の対応を支援すること。特に承認後の無線機器管理については原則受託者が実施すること。また、管理・運用に必要な測定機器や承認済みであることの印（シール等）は受託者が準備すること。

(5) 各種ガイドライン作成支援

協会が公式参加者向けに発出する「無線利用ガイドライン」について、作成の支援を行うこと。英語への翻訳は原則として協会で行うが、専門用語については多言語翻訳等の支援すること。

(6) 会期中の対応

本博覧会の会期中、持ち込み無線機器の対応（緊急の持ち込み申請及びこれに係る承認、管理手続き等）や会場内の電波利用環境保護（無線機器の障害や混信等が発生した場合の排除（総務省との連携も含む。))を行うこと。会期のうち、最初期や大型イベント実施時等特に対応が見込まれる時期（約 60 日程度を想定）については、会場に常駐できる人員を開場時間中 1 名以上派遣し、対応の実施及び協会の対応を支援すること。その他の時期については、電波利用環境保護の必要が生じた場合は、協会の求めに応じて会場内にて対応すること。

<派遣要員の条件>

- ・第一級陸上特殊無線技士と同等かそれ以上の資格または能力を有する者
- ・無線機器の利用に関する各種対応（持ち込み無線機器の対応及び電波利用環境保護対応を含む）が実施できる者
- ・外国語対応ができると尚可

4 プロジェクト管理

(1) 実施計画

委託業務実施計画（業務計画書、工程表、業務体制表等）を契約締結後 14 日以内（休日を含む）に作成し、協会へ提出すること。工程表に基づく業務の進捗管理を行い、遅れ又は問題が生じた場合は、遅滞なく原因を調査し、所要の改善策を講じること。

(2) 打合せ及び議事録

打合せは業務の進捗確認を含め隔週程度とするが、その他必要に応じて、協会内の関係部署等との個別打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせの形態は対面や WEB 会議（Teams 等）とし、打合せ後は議事録を作成し提出すること。

(3) 報告書とりまとめ

本業務の実施結果を報告書にまとめ提出する。結果に至るまでの参考資料等も含むものとし、具体的な内容やまとめ方については、協会と協議の上決定すること。

ア 部分完了報告書（2026 年 3 月）

2025 年度に実施した業務内容を報告する。電子データ（CD-R または DVD-R 格納）による提出とする。

イ 部分完了報告書（2027 年 3 月）

2026 年度に実施した業務内容を報告する。電子データ（CD-R または DVD-R 格納）による提出とする。

ウ 業務完了報告書（2027 年 12 月）

業務開始から完了までのすべての業務内容を報告する。電子データ（CD-R または DVD-R 格納）及び紙媒体（A4 判・ドッジファイル製本）2 部による提出とする。

エ その他

協会の指示により随時報告書を作成すること。主に調査の完了時等を想定する。

5 スケジュール案

本業務のスケジュール案を示す。プロポーザル実施時には想定のスケジュールを示すこと。また、実際の業務スケジュールは、このスケジュール案に拘らず、契約決定後に協会と受託者の協議により決定することができる。



6 参考資料等

(1) 上位構想、既往計画等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018年3月）
- イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019年7月）
- ウ 国際園芸博覧会検討会報告書（2020年2月）
- エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020年3月）
- オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021年5月）
- カ（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案）（2021年6月）
- キ 2027年国際園芸博覧会協会基本計画（2023年1月）

(2) 関係規則等

- ア 2027年国際園芸博覧会 一般規則、参加契約書、特別規則各号
- イ AIPH規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
- ウ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
 - ・General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
 - ・General Regulations of the International Horticultural Exhibition ‘Expo 2023 Doha, Qatar’、Special Regulations

- ・大阪・関西万博の一般規則・特別規則
- ・その他 国際園芸博覧会・関係規則等

なお、規則関係の更新に注意すること。

7 その他

- (1) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、協会に発生原因及び経過等を速やかに報告し、協会の指示に従うものとする。
- (2) 委託契約約款に記載の損害賠償について、受託者および受託者の下請負人は、それぞれの業務の履行に伴い発生する可能性のある事故を起因とする損害補償できるよう保険契約を十分に整える。また、協会の求めに応じ、締結している保険証券の写しを委託者に提出する。
- (3) 受託者は、常に協会と密接に連携を図り、協会の意図について熟知の上作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。
- (5) 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (6) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ協会と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守すること。
<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>
- (8) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- (9) 受託者が、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機

処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

(10) 成果品については、協会に帰属するものとする。

(11) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、協会の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。

8 付録資料

(1) 【参考】2024年9月実施の簡易的な需要調査の結果抜粋

協会業務（全体管理、行催事、展示施設運営、警備、輸送、誘導等）で使用・設置が想定される無線機器の数は以下のとおり。公式参加者、関係自治体、その他出展者等が使用する無線機器の数は現時点で把握が困難であるため含まれていないが、本業務の対象となるため留意すること。

	小計	合計
トランシーバー(デジタル5W) ※デジタル簡易無線	1174	2554
トランシーバー(IP)	530	
トランシーバー(特定小電力)	610	
トランシーバー(MCA無線)	0	
トランシーバー(一般業務用無線)	10	
トランシーバー(種類不明) ※種類が未定orわからないが、トランシーバーを使用する場合はこちらに記入をお願いします。	230	
放送機材	39	155
マイク(A型)	0	
マイク(B型)	0	
マイク(その他)	0	
マイク(種類不明) ※種類は未定orわからないが、マイクを使用する場合はこちらに記入をお願いします。	116	
トークバック	6	
ドローン	3	
RFIDタグ	3000	
Wi-Fiアクセスポイント	300	
ワイヤレスガイド	0	

以上